

ること。

ホ 入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有する食堂、及び浴室を有すること。

② 診療所型介護療養施設サービス費（施設基準第十一号において準用する施設基準第四号ハ）

イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。

a 1の病室の病床数が4床以下であること。

b 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。

ロ 機能訓練室が内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有すること。

③ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費及び介護力強化型介護療養施設サービス（施設基準第十一号において準用する施設基準第四号ニ及びホ）

イ 看護職員の最少必要数の2割以上が看護婦又は看護士であること。

ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如にならないこと。

(10) 療養環境減算の適用について

① 病院療養型病床群療養環境減算（I）の基準

病院療養型病床群療養環境減算（I）は、病床転換による療養型病床群に係る病室（以下「転換型病室」という。）であって、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）未満である場合に適用されること（ただし、病院療養型病床群療養環境減算（II）又は（III）の適用を受ける場合を除く。）。（施設基準第十二号において準用する施設基準第六号イ）

② 病院療養型病床群療養環境減算（II）の基準

病院療養型病床群療養環境減算（II）は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（ただし、病院療養型病床群療養環境減算（III）の適用を受ける場合を除く。）。（施設基準第十二号において準用する施設基準第六号ロ）

イ 転換型病室であって、1の病室の病床数が4床を超えていいるか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないこ

と。

- 機能訓練室が、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有しないこと。
- ハ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。
- ニ 医師、看護職員又は介護職員の員数が、療養型基準に定める員数に満たないこと。

③ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）の基準

病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（施設基準第十二号において準用する施設基準第六号ハ）。

イ 食堂又は浴室を有していないこと。

- 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。

④ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）の基準

診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（ただし、診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の適用を受ける場合を除く。）。（施設基準第十三号において準用する施設基準第七号イ）

イ 病床転換による診療所療養型病床群に係る病室であって、1の病室の病床数が4床を超えていいるか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないこと。

- 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。

ハ 看護職員又は介護職員の員数が、療養型基準に定める員数に満たないこと。

⑤ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の基準

診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（施設基準第十三号において準用する施設基準第七号ロ）。

イ 食堂又は浴室を有していないこと。

□ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していないこと。

⑥ 特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合

特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合にあっては、当該病室に入院している患者について、病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）若しくは診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）を適用するものとすること。

⑦ 病棟ごとの適用の原則

療養環境減算については、各病棟を単位として評価を行うものであり、設備基準を満たす病棟とそうでない病棟とがある場合には、同一施設であっても異なる療養環境減算の適用を受けることとなること。

(11) 入所者が外泊したときの費用の算定について

7の(4)を準用する。

(12) 療養型介護療養施設サービス費（I）の算定要件について

療養型介護療養施設サービス費（I）は、平成12年3月31日において6月以上老人医科診療報酬点数表第1章の療養1群入院医療管理料（IV）、療養2群入院医療管理料（I）または老人病棟入院医療管理料（I）が算定されていた病棟についてのみ算定できるものであるが、上記の各入院医療管理料の算定時期をあわせて6月以上となっている場合にあっても算定は可能であること。

(13) 初期加算について

7の(5)を準用する。

(14) 退院時指導等加算について

7の(6)（③のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。）を準用する。

(15) 特定診療費について

別途通知するところによるものとする。

第3 食費算定表

1 一般的事項

(1) 食事の提供について

食事は、施設介護の一環として提供されるべきものであり、栄養並びに入所者又は入院患者（以下、「入所者等」という。）の心身の状態、病状及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行われなければならないこと。

また、入所者等の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

(2) 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は介護保険施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

(3) 居室、病室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、居室、病室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

(4) 入所者等の栄養所要量について

食事提供は入所者等の栄養所要量について、入所者等の身体的特性に適合した栄養素が確保されるよう、考慮して行われる必要があること。介護療養型医療施設においては「入院時食事療養における一般食を提供している患者の栄養所要量について」（平成12年2月2日健医発第147号厚生省保健医療局長通知）に沿って提供されている必要があること。

また、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設においては、平成12年4月から使用される「第6次改定日本人の栄養所要量－食事摂取基準－」

を踏まえ同様に取扱うこと。

(5)嗜好への配慮について

調理方法、味付け、盛り付け、配膳等について入所者等の嗜好に配慮した食事が提供されていること。

果物類、菓子類等を適当量摂取することは差し支えないこと。

(6)調理及び配膳に伴う衛生について

調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行わなければならないこと。

なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならないこと。

~(7)入所者等への栄養指導

入所者等へは十分な栄養指導を行う必要があること。

(8)食事内容の検討について

食事内容については、当該施設の医師又は栄養士（入所定員が40人を超えない介護老人福祉施設であって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士）を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

(9)書類の整備について

食事の提供に当たっては、検食簿、喫食調査結果、食事せん、献立表、入所者等の入退所（院）簿及び食料品消費日計等の食事関係書類を作成し、その内容につき、記載が行われなければならないこと。

(10)検食について

医師又は栄養士等による検食が毎食前行われ、その所見が検食簿に記載されなければならないこと。

(11)入所者年齢構成表等の作成について

入所者年齢構成表、加重平均栄養所要量表及び食品構成表を必要に応じ